



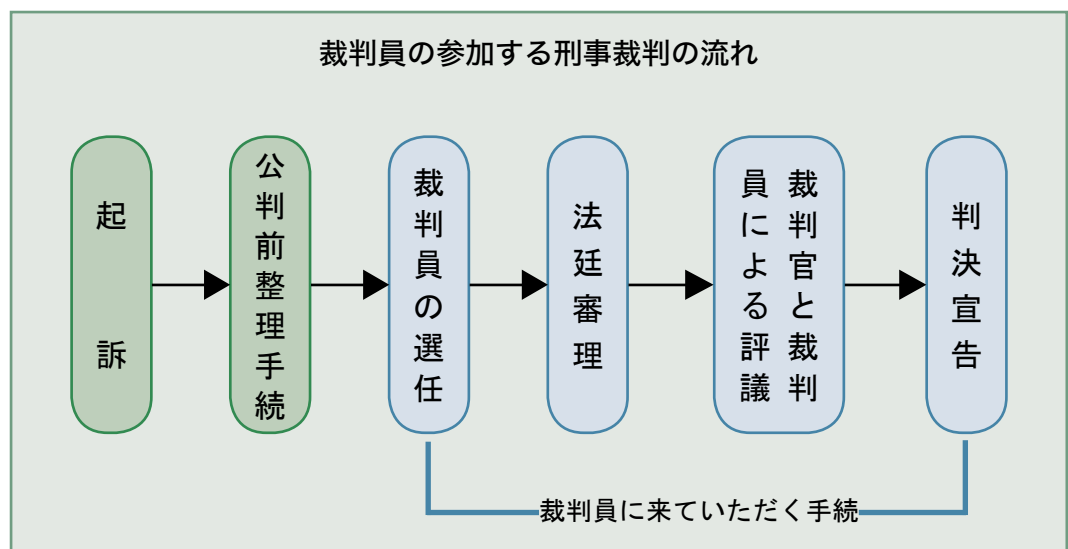
国民が参加しやすい裁判の実現に向けて

～ 公判前整理手続の導入～

裁判員制度とは？

平成21年までに裁判員制度が始まります。

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。法律の専門家ではない国民の皆さんが裁判に加わることで、裁判の内容が国民の皆さんの感覚を反映したものになり、司法がより身近なものになることが期待されています。



公判前整理手続

国民の皆さんにも分かりやすく、迅速な審理を行うためには、入念に裁判の準備をすることが必要です。そのために、平成17年11月1日から公判前整理手続が新たに導入されます。

公判前整理手続では、まず、検察官と弁護人が、互いの主張を出し合い、必要な証拠を数ある証拠の中から選りすぐって裁判所に請求します。裁判所は、双方から出された主張を整理し、真に争いがあるところを絞り込み、その争点を中心に、本当に必要な証拠だけについて取調べを行う決定をします。その際には、どのような証拠調べの方法が裁判員にとって最も分かりやすくなるかということも検討されます。例えば、書類に頼らないで、必要に応じて図面や模型などを使いながら証人から話を聞くというようなことを決めるなどします。

その上で、審理を行う日程や、証拠調べに当てる時間、証人を尋問する時期などを調整し、判決までのスケジュールを立てます。

公判前整理手続を活用することにより、争点を中心にした分かりやすく充実した審理を、短期間に計画的に行うことが可能になるのです。

裁判員制度の下での 刑事裁判の姿

裁判員の参加する刑事裁判では、普段は裁判と関わることの少ない国民の皆さんに刑事裁判に参加していただくことになるわけですから、裁判官、検察官、弁護士といった法律の専門家が中心となって行ってきたこれまでの刑事裁判とは、その内容や進め方が大きく変わることになります。

<具体的なイメージ>

